

# 新潟西商工会だより



新潟市西区内野町 537 番地 TEL262-2316/FAX262-2305

URL <http://www.niigatanishi.com>

H29.11 月号

## 講演会のご案内

- 日時 11月15日(水)17時30分～19時00分
- 会場 内野まちづくりセンター
- 講師 日本文理高等学校 野球部監督 大井 道夫 氏
- テーマ 「為せば成る」
- 参加費 無料
- 交流懇親会 講演会終了後に開催

会場 割烹 いづ茂(内野西 2-1-18)

会費 一人4,000円(当日支払)

詳細につきましては、同封のチラシをご覧ください。参加を希望する方は11月7日(火)までに商工会へお申込み下さい。

## 医療費控除は領収書が提出不要となりました

### ★医療費控除の簡素化

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

### ★セルフメディケーション税制の創設

「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、特定一般用薬品を購入した際に、その購入費用について12,000円を超えた金額(上限88,000円)の所得控除を受けることができます。

対象商品の多くに以下の共通識別マークが入っています。



従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することができません

## 経営安定セミナーのご案内

### カイゼン&コスト削減で儲かるしくみをつくる

- ◇日時 11月30日(木)13:30～15:30
- ◇会場 デンカビッグスワン 会議室5
- ◇定員 70名(先着順) 受講無料
- ◇講師 (株)しくみカイゼン研究所 代表取締役 若井 吉樹 氏

～主な講座内容(予定)～

- ①コスト削減の3つのアプローチ
  - (1)仕入単価を下げる
  - (2)ロス無くす
  - (3)効率を上げる
  - (4)ものづくりのノウハウを小売業・卸売業に活かす
- ②ロス無くす手法
  - (1)なにかロスを生み出すのか
  - (2)廃棄ロス・値下ロスを無くすための手順
- ③効率を上げる手法
  - (1)なにか効率を妨げているのか
  - (2)ムダをなくして効率を上げるための手順
  - (3)効率アップをコスト削減につなげるために
- ④まとめ～コンビニに見るコスト削減

参加を希望する方は11月17日(金)までに商工会へお申込み下さい。

## その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？

労働者の募集・採用に当たって、年齢制限を設けることができません。

●求人票は年齢不問としながらも、年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定する行為は法の規定に反するものです。

●形式的に求人票を年齢不問とすれば良いということではなく、応募者を年齢で判断しないが必要です。

●本人の希望と関係なく、一定年齢以上はパートタイムにするなど、応募者の年齢を理由に雇用形態、職種などの求人条件の変更を行うことはできません。

(雇用形態、職種等の求人条件ごとに別の求人票とすることが必要です。この際、それぞれの求人票について、例外事由に該当する場合を除き、年齢制限を設けることはできません。)

●年齢にとらわれない、人物本位、能力本位の募集・採用をお願いいたします。

～裏面もご覧ください～

## 改正消費税軽減税率制度説明会

新潟税務署では、平成 31 年 10 月 1 日から実施される消費税の軽減税率制度について、下記のとおり説明会を開催します。

※日時 平成 29 年 11 月 21 日(火)、11 月 22 日(水)

※時間 各開催日とも 15:20～16:00

※会場 新潟市中央区鐘木 185-18 新潟テルサ1階ホール

※定員 各日 1,000 名

※連絡先

新潟税務署 法人課税第一部門 TEL 025-229-2151(代表)

※お電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

## お父さんにも育児休業を！！ 男の育休に奨励金

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休暇を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。これは、男性が積極的に子育てに関わることで働き方を見直し、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的とした制度です。

### 対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者 10万円

上記労働者を雇用する事業主(1回限り) 30万円

### 条件 ※次の要件をすべて満たすこと

#### 事業主

- ①新潟市内に本社又は事業所を有する常時雇用者が 300 人以下の中小企業等
- ②雇用保険の適用事業主であること
- ③労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
- ④新潟市内の事業所に勤務する男性労働者に、その養育する 3 歳未満の子に対して勤務を要しない日を除いて連続する 10 日以上育児休業を取得させ、職場復帰後 1 か月以上勤務していること
- ⑤該当事業所の労働者を対象に市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- ⑥市が行う啓発活動に協力すること
- ⑦市税の未納付がないこと

#### 労働者

- ①新潟市に住所を有する男性労働者であること
- ②雇用保険の被保険者であること
- ③新潟市内の事業所に勤務する男性労働者に、その養育する 3 歳未満の子に対して勤務を要しない日を除いて連続する 10 日以上育児休業を取得させ、職場復帰後 1 か月以上勤務していること
- ④市が行う啓発活動に協力すること
- ⑤市税の未納付がないこと

### 問合せ・申請先

新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

TEL: 025-226-1061

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/worklifebalance>

/ikukyu/ikukyu.html

～平成30年1月31日まで～

## 軽減税率対策補助金の期限が迫っています！！

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。複数税率対応として、2つの申請類型があります。

### A型 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

### B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS 等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

★いずれも補助額はレジ 1 台あたり 20 万円が上限です。基本的には、補助率は 2/3 ですが、機器により補助率が異なる場合がございます。

★本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。 <http://kzt-hojo.jp/>

★ご不明な点は商工会までご相談ください。

## 商工会は事業を営む方々を応援します 経営に関するどんなことでもご相談ください！！

### ◇ 金融

経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋を行っています。日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資する「マル経融資制度」は、経営改善を図ろうとする多くの事業者の方々に利用されています。

### ◇ 経営

多様化する経営環境に対応するため、経営指導員が、事業所への巡回訪問や窓口相談支援を行っています。また、専門家を派遣し、より専門的・実践的なアドバイスを受けることができます。

### ◇ 税務・経理

複雑化する税務や経理などのお悩みに対して、記帳の代行や帳簿のつけ方から決算、申告まで適切なアドバイスを行っています。確定申告の時期には税理士が専門の相談員として無料の税務相談にも応じています。

### ◇ 労務

企業にお勤めの従業員の福利厚生のために、社会保険加入の相談・アドバイス、労働保険の事務代行、退職金や福利厚生に関する各種共済について、相談のり、適切なアドバイスを行っています。